

## 建築基準法第12条に基づく **定期報告** はお済みですか

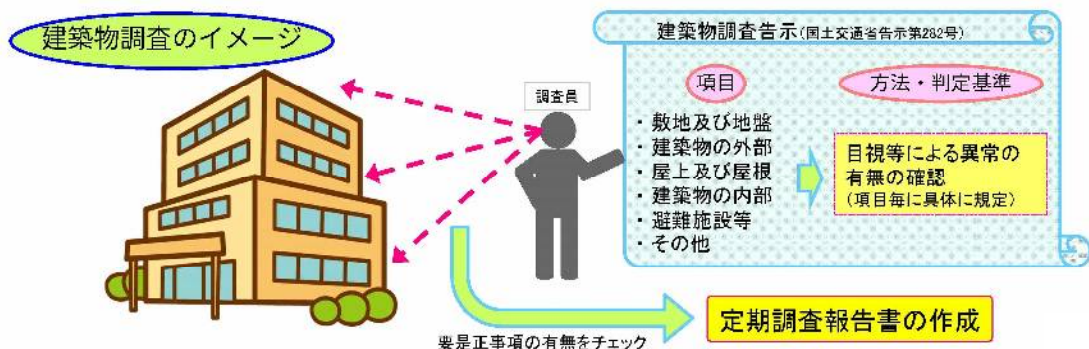
- 建築基準法では、①**建築物**、②**建築設備**（給排水設備、換気設備、排煙設備、非常用の照明装置）、③**防火設備**について、経年劣化などの状況を定期的に点検する制度が設けられています。
- 具体的には、一定の条件を満たす建築物等の所有者・管理者の義務として、(1)専門技術を有する資格者に建築物等の調査・検査をさせ、(2)その結果を特定行政庁※へ報告することが定められています。

※建築主事を置いている地方公共団体の長こと

### 建築基準法第12条に基づく定期調査・検査は (株)ジェイ・イー・サポートへお任せ下さい！

#### ジェイ・イー・サポートの定期調査・検査 では

1. 信頼のおける専門家による調査・報告書の作成を実施  
経験を積んだ特定建築物調査員等が現地調査から報告書の作成までをサポートします。
2. 派生する多種の調査等や相談にも対応  
経年による劣化調査や遵法性調査等、定期調査以外の調査・検査についてもワンストップでご相談いただけます。
3. 設計・施工部門と分離した調査のメリット  
設計・施工部門のある調査会社には同業者として依頼しにくかった設計会社・施工会社の皆様から、調査専門の第三者機関への依頼として評価いただいています。



## 調査・検査の対象

- 特定建築物の調査（3年に1回）  
不特定多数の物が利用する建築物  
高齢者等の自力避難困難者が就寝用途で利用する建築物
- 建築設備等(昇降機を除く)の検査（毎年）  
給排水設備、換気設備、排煙設備、非常用の照明装置
- 防火設備の検査（毎年）  
防火扉、防火シャッター、ドレンチャーなど

## 調査費用

基本価格をベースに、ご依頼件数、建築物状況、建設地等の諸条件を勘案し、見積を作成いたします。

□特殊建築物等定期調査 基本価格表（平成30年4月現在）：税抜価格

延床面積	共同住宅	事務所・福祉施設等	その他
500 m <sup>2</sup> 以下	60,000 円	70,000 円	80,000 円
1,000 m <sup>2</sup> 以下	75,000 円	85,000 円	95,000 円
2,000 m <sup>2</sup> 以下	90,000 円	100,000 円	110,000 円
2,000 m <sup>2</sup> 超	別途見積		

□建築設備定期検査 基本価格表（平成30年4月現在）：税抜価格

延床面積	共同住宅	事務所・福祉施設等	その他
500 m <sup>2</sup> 以下	40,000 円	50,000 円	60,000 円
1,000 m <sup>2</sup> 以下	55,000 円	65,000 円	75,000 円
2,000 m <sup>2</sup> 以下	70,000 円	80,000 円	90,000 円
2,000 m <sup>2</sup> 超	別途見積		

□防火設備定期検査 基本価格表（平成30年4月現在）

別途、御見積いたします。

## お問い合わせ

指定確認検査機関（国土交通大臣第16号）

株式会社 ジェイ・イー・サポート

本社：082-836-3300

東京支店：03-3254-7788

福岡事務所：092-753-7688

<http://www.jesupport.jp/>

